

（本号の目次）-----

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 令和 5 年(2023 年)10 月 20 日までに成立した、もしくは公布された法律
3. 10 月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 10 月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

（掲載判例 INDEX）-----

\*「1.法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

## （民事法）

【1】人身傷害保険の保険会社が被害者の遺族に対して人身傷害保険金額に相当する額を支払った場合において、上記遺族の加害者に対する損害賠償請求権の額から上記の支払額全額を控除することはできないとされた事例(令和 5 年 10 月 16 日最高裁)

参照条文等：自動車損害賠償保障法 16 条 1 項、保険法 25 条

キーワード：人身傷害保険 保険会社の支払い 控除

【2】X らは覚醒剤の営利目的所持で逮捕され、Y が発行する日刊紙が X らの住所を地番まで含めて報じたが、その後、嫌疑不十分により不起訴処分となった X らが Y に対しプライバシーの侵害による不法行為に基づく損害賠償を求めたが請求が棄却された事例(令和 3 年 11 月 18 日東京高裁)

参照条文等：民法 709 条

キーワード：不起訴処分 住所の報道 プライバシー侵害

【3】X を侮辱する SNS に「いいね」のボタンを押した Y に対し X が損害賠償を請求した事案で、国会議員である Y は X を揶揄、中傷する発言を繰り返し、11 万人のフォロワーを有し、一般人を越える影響力を持っているとして慰謝料等 55 万円の支払を認めた事例(令和 4 年 10 月 20 日東京高裁)

参照条文等：民法 709 条

キーワード：「いいね」 慰謝料 一般人を超える影響力

【4】控訴人らが旧帝大の研究者により墳墓から持ち出された琉球王族等の遺骨の返還を大学に求めたが、先住民族の権利を定める国際人権法、個人の幸福追求権等を定める憲法による返還請求権、祭祀主宰者としての所有権又は返還請求権のいずれも認められなかった事例(令和 5 年 9 月 22 日大阪高裁)

参照条文等：憲法 13 条、憲法 20 条、自由権規約 27 条、民法 897 条等

キーワード：琉球王族等の遺骨 返還 先住民族の権利

【5】A の名称を用いアバターの表象を用いて動画を配信する原告が、被告により電子掲示板において名誉感情を傷つけられたとして、発信者情報の開示等を求めた事案で、被告は本件投稿は A に対するもので原告に対するものではないと主張したが請求が認容された事例(令和 4 年 8 月 31 日大阪地裁)

参照条文等：特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(令和 3 年法律第 27 号による改正前のもの)4 条 1 項

キーワード：アバター 発信者情報の開示 名誉感情

【6】新潟市水道局に採用され、その後技術職員として稼働した A が自殺しことから、A の遺族 X らは新潟市に対し損害賠償を請求したところ、市は A に「いじめ」と感じさせた A の上司への注意義務(安全配慮義務)を怠ったとして X らの請求の一部を認容した(令和 4 年 11 月 24 日新潟地裁)

参照条文等：民法(平成 29 年法 44 号改正前)415 条、418 条

キーワード:水道局 安全配慮義務 自殺

【7】自動車保険契約の保険会社が保険の初回保険料の支払いを怠った場合保険金を支払わないとする不払特約に基づき支払拒絶したことにつき、初回保険料は事故に係る賠償金と比べ極めて低額でYの不払特約は信義則に反しないと判示(令和5年4月28日静岡地裁)

参照条文等:民法1条2項、117条1項

キーワード:信義則違反 不払特約 初回保険料が低額

(知的財産)

【8】発明の名称を「永久磁石の樹脂封止方法」とする特許発明に係る特許無効審判請求を不成立とした審決の取消訴訟で、本件発明はいずれもサポート要件に適合しないから本件発明がサポート要件に適合するとして本件審決の判断に誤りがあるとして審決を取消した(令和5年9月20日知財高裁)

参照条文等:特許法36条6項1号

キーワード:サポート要件 永久磁石 審決取消訴訟

【9】商標登録出願が拒絶査定され特許庁も審決不成立とした事案の取消請求訴訟において、本願商標は商品の品質、用途及び役務の質、提供の用に供する物等を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなり商標法3条1項3号に該当するとして原告請求を棄却した(令和5年9月28日知財高裁)

参照条文等:商標法3条1項3号

キーワード:取消請求訴訟 商品の品質 用途 役務の質

【10】特許法44条1項2号所定の期間内であるが特許権の設定登録後にされた分割出願の却下処分について、原審が控訴人の請求を棄却する判決をしたところ、これを不服とする控訴人が控訴を提起したが控訴人の請求は理由がないとして棄却された事案(令和5年9月28日知財高裁)

参照条文等:特許法44条

キーワード:期間内 分割出願 却下処分

【11】被告はウェブで葬儀希望者と葬儀社とのマッチング支援を行っているが、原告は同ウェブにおいて原告商標と同一の物が使用されているとして削除等を請求したところ、原告と被告の提供する商品または役務に関し出所の混同は生じないとして原告請求を棄却した事例(令和4年9月12日大阪地裁)

参照条文等:商標法26条1項6号、36条2項、民法709条

キーワード:マッチング支援 削除等の請求 葬儀社

【12】原告が被告に対し被告が販売するTシャツ(被告製品)に付した被告標章が原告商標権を侵害しているとして被告の販売するTシャツに被告イラストを付すこと及び被告イラストを付したTシャツの譲渡の差止め等を求めたところ、請求が認容された事案(令和5年9月29日東京地裁)

参照条文等:商標法36条1項

キーワード:Tシャツ イラスト 譲渡差止め

(民事手続)

【13】当事者双方が口頭弁論期日に連続して出頭しなかった場合、期日を延期し新たな口頭弁論又は弁論準備手続の期日を指定する措置がとられた時は訴えの取下があったものとみなされないとした原審の判断に民訴法263条後段の解釈適用を誤った違法があるとされた事例(令和5年9月27日最高裁)

参照条文等:民訴法263条後段

キーワード:期日不出頭 訴えの取下の擬制

【14】1筆の土地の一部につき所有権移転登記請求権を有する債権者において当該一部につき分筆の登記の申請ができない又は著しく困難であるなどの特段の事情があるときは、当該土地の全部について

の処分禁止の仮処分命令は直ちに保全の必要性を欠くものではない(令和 5 年 10 月 6 日最高裁)

参照条文等:民事保全法 23 条 1 項、53 条 1 項

キーワード:処分禁止の仮処分 土地の一部 分筆

#### (刑事法)

【15】刑法 175 条 1 項の規定が憲法 21 条 1 項に違反しないことは最高裁判所判例より明らかであり、刑法 175 条 1 項にいう「わいせつ」の概念は、所論のように不明確であるとはいえないから刑訴法 405 条の上告理由に当たらないと判示した事例(令和 5 年 9 月 26 日最高裁)

参照条文等:憲法 21 条 1 項、同法 31 条、刑法 175 条 1 項

キーワード:わいせつ 表現の自由 法定手続きの保障

【16】控訴審判決は、第 1 審判決を破棄すべき理由である量刑不当の点のみならず、量刑の前提として被告人の犯人性を認定した同判決に事実誤認はないとした点においても、その事件について下級審の裁判所を拘束するとした原判断は正当であるとして上告を棄却した事例(令和 5 年 10 月 11 日最高裁)

参照条文等:刑法 199 条、裁判所法 4 条

キーワード:量刑不当 犯人性 控訴審 拘束力

【17】被告人は覚醒剤取締法違反の罪で起訴され執行猶予付判決を受けたが、その 10 日足らず後に再び覚醒剤を使用し同罪で起訴された。原判決は懲役 1 年 4 カ月を言渡したが弁護人が量刑不当を理由に控訴。本判決は原判決後の事情を考慮し被告人を懲役 1 年に処した(令和 5 年 9 月 12 日東京高裁)

参照条文等:覚せい剤取締法

キーワード:量刑不当 原判決後の事情

【18】交通事故につき被告人を救護義務違反、報告義務違反で実刑に処した原判決は二つの罪が科刑上一罪の関係にあるとして 1 個の判決をしているが、被告人の事故後対応から救護義務違反の罪は成立していないので原判決は全部破棄を免れず、無罪を言渡した(令和 5 年 9 月 28 日東京高裁)

参照条文等:道路交通法 72 条 1 項、刑訴法 250 条 2 項 6 号

キーワード:科刑上一罪 無罪 救護義務違反

【19】18 歳の特定少年による窃盗、詐欺保護事件につき、その被害額、組織性等から悪質性が高く、責任はかなり重く、保護観察処分が付された前歴や観察処分解除後の生活の乱れなども踏まえ、保護処分による改善更生は容易なことではなく不相当とし検察官送致とした事例(令和 4 年 9 月 26 日鳥取家裁決定)

参照条文等:少年法 62 条 1 項

キーワード:特殊詐欺 特定少年 保護処分 検察官送致

#### (公法)

【20】令和 4 年 7 月 10 日に行われた参議院議員通常選挙当時の議員の議員定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、平成 27 年改正により著しい不平等状態はひとまず解消され、その後有意な拡大傾向にはない等として憲法に違反していないと判示(令和 5 年 10 月 18 日最高裁)

参照条文等:憲法 14 条

キーワード:議員定数配分 較差 投票価値 著しい不平等

【21】令和 4 年 7 月 10 日に行われた参議院議員通常選挙当時の議員の議員定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、平成 27 年改正により著しい不平等状態はひとまず解消され、その後有意な拡大傾向にはない等として憲法に違反していないと判示(令和 5 年 10 月 18 日最高裁)

参照条文等:憲法 14 条

キーワード:議員定数配分 較差 投票価値 著しい不平等

【22】参議院議員通常選挙に関し、比例代表選出議員の選挙について特定枠制度を定める公職選挙法の規定が憲法 43 条 1 項等に違反するものではなく、選挙の無効を求める訴訟において選挙区選出議員の選挙の仕組みの憲法適合性を問題とすることができないとした事例(令和 5 年 10 月 18 日最高裁)

参照条文等:憲法 43 条 1 項等

キーワード:比例代表選出議員 特定枠制度 選挙無効 憲法適合性

【23】選挙中に銃撃により死亡した元内閣総理大臣の国葬儀の実施は、原告ら(合計 576 名)の「権利義務関係を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められている」ものには当たらないとし原告の訴えを却下した事例(令和 4 年 9 月 9 日東京地裁)

参照条文等:行政事件訴訟法 3 条 7 項、5 条、37 条の 5 第 2 項

キーワード:国葬儀 差止めの訴え 処分

【24】医療法人である Y から非違行為を理由とする退職勧奨を受け、一旦は退職する旨の発言をし、Y から合意退職したとの扱いを受けた X が、退職合意は成立していないと主張して Y に対し労働契約上の地位確認及び給与等の支払を求めたところ同請求が棄却された事例(令和 4 年 3 月 8 日札幌高裁)

参照条文等:民法 522 条、民訴法 260 条 2 項、民保法 33 条

キーワード:退職勧奨 合意退職 地位確認

## 1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

(民事法)

【1】最一判令和 5 年 10 月 16 日 最高 HP

令和 4 年(受)第 648 号 損害賠償請求事件(破棄自判)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/426/092426\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/426/092426_hanrei.pdf)

裁判要旨

人身傷害保険の保険会社が被害者の遺族に対して人身傷害保険金額に相当する額を支払った場合において、上記遺族の加害者に対する損害賠償請求権の額から上記の支払額全額を控除することはできないとされた事例

(理由)

上記の場合には、保険金請求権者としては上記保険会社が給付義務を負う人身傷害保険金が支払われたものと理解するのが通常であり、人傷一括払合意をしていたということだけで、上記金員に自賠責保険からの損害賠償額の支払分が含まれているとみるのは不自然、不合理であり(最高裁令和 2 年(受)第 1198 号同 4 年 3 月 24 日第一小法廷判決・民集 76 卷 3 号 350 頁参照)、加えて、上記金員に自賠責保険からの損害賠償額の支払分が含まれていると解すると、保険金請求権者の有する損害賠償請求権の額から控除される額に差異が生ずる結果、遅延損害金等の額において保険金請求権者に不利益が生じ得ることをも考慮すると、上記金員は、他にその支払の趣旨について別異に解すべき特段の事情のない限り、人身傷害保険金として支払われたものと解するのが当事者の合理的意思に合致するものというべきだからである。このことは、上記保険会社が、保険金請求権者に対し、当初、上記人身傷害保険金額に相当する額を支払い、その後、自賠責保険から損害賠償額の支払を受けて追加で金員を支払ったことにより、人身傷害保険金額を超える額の金員を支払うに至ったからといって、上記の当初支払分について、異なるものではない。

参照条文等:自動車損害賠償保障法 16 条 1 項、保険法 25 条

【2】東京高判令和 3 年 11 月 18 日 判例タイムズ 1511 号 162 頁

令和 3 年(ネ)第 2839 号 損害賠償等請求控訴事件(取消自判、上告、上告受理申立(後上告棄却、上告受理申立不受理))

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/839/090839\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/839/090839_hanrei.pdf)

X らは覚醒剤の営利目的所持の被疑事実により逮捕・勾留され、Y は制作・発行する日刊新聞の朝刊に逮捕の事実及び X らの氏名、年齢、職業、国籍に加え、住所を地番まで掲載したが、その後嫌疑不十分により不起訴処分となった。X らは Y に対しプライバシー侵害による不法行為に基づく損害賠償を請求した。

本判決は、X らは自宅で自営業を営み子らと生活する外国籍夫婦であり、上記新聞は相当数の発行部数を有しており、住所の公表により私生活上の平穏を害されるおそれもあるが、他方、本件逮捕の報道の目的は重要な公益を図ることにあり、重大犯罪であり被疑者の特定は公共の利害に関する重要な事項として報道の必要性が高く、プライバシーの保護に優越し表現の自由の保障が及ぶとした上で、被疑者を特定して報道する場合に地番を公表することが一律に許されないとの社会通念があるとまではいえず、逮捕報道は速報性も重要であり限られた取材時間で事実の正確性の確保やプライバシーへの配慮が求められることも考慮する必要があり、本件において地番の記載の有無により X らの私生活の平穏が害されるおそれに格段の違いがあったかは必ずしも明らかではないとして、住所地番を公表されない法的利益がこれを公表する理由に優越しているとまではいえず、不法行為は成立しないとした。

参照条文等:民法 709 条

**【3】東京高判令和 4 年 10 月 20 日 判例タイムズ 1511 号 138 頁**

令和 4 年(ネ)第 1922 号 損害賠償請求控訴事件(変更、上告、上告受理申立)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/097/092097\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/097/092097_hanrei.pdf)

X は、SNS(ツイッター)に X を侮辱する内容の複数のツイート(「顔を出して告発する時点で胡散臭い」「枕営業失敗ですよ」等)が投稿されたのに対し、Y が「いいね」のボタンを押したため、同行為(本件行為)が名誉感情を侵害したとして不法行為に基づく損害賠償を請求した。本判決は、対象ツイートは X を批判する内容であり、さしたる根拠もなく X の主張を否定し、揶揄、中傷し、人格を貶めようとし、侮辱するものなので名誉感情を侵害するものであるとし、Y はそれまでネット番組やブログ等で X を揶揄、非難する発言等を繰り返し、上記ツイートがされるや「いいね」を押しており、上記ツイート以外にも X を批判、中傷する多数のツイートに「いいね」を押していること等から、本件行為は上記ツイートに好意的・肯定的感情を示すために行われたものであり X の名誉感情を害するとし、本件行為が合計 25 回と多数回に及んでいること、同行為をするまでも X に対する揶揄、批判等を繰り返していたこと等から、単なる故意にとどまらず積極的に X の名誉感情を害する意図をもって行われたものであるとし、Y は約 11 万人ものフォロワーを擁する上、国会議員であり一般人とは容易に比較し得ない影響力があることを指摘した上で、社会通念上許される限度を超える侮辱行為であるとして不法行為に基づき慰謝料等 55 万円の支払いを認めた。

参照条文等:民法 709 条

**【4】大阪高判令和 5 年 9 月 22 日 HP**

令和 4 年(ネ)第 1261 号 琉球民族遺骨返還等請求控訴事件(控訴棄却)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/437/092437\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/437/092437_hanrei.pdf)

琉球王族等の墳墓で祭祀等を行ってきた控訴人らが、旧帝国大学の研究者により墳墓から持ち出された琉球王族等の遺骨の返還を大学に求めたところ、先住民族の権利を定める国際人権法、個人の幸福追求権等を定める憲法による返還請求権、祭祀主宰者としての所有権又は寄託契約類似の無名契約に基づく返還請求権のいずれも認められないとされた事例。

なお、本件遺骨の所有権に基づく引渡請求等が理由がないことは前記のとおりであり、訴訟における解決には限界がある。今後、本件遺骨を所持している京都大学、祖先の百按司墓に安置して祀りたいと願っている控訴人 A 及び控訴人 B のほか、沖縄県教育委員会、今帰仁村教育委員会らで話し合いを進め、沖縄県立埋蔵文化財センターへの移管を含め、適切な解決への道を探ることが望まれるとのことが判決末尾に付言されている。

参照条文等:憲法 13 条、憲法 20 条、自由権規約 27 条、民法 897 条等

**【5】大阪地裁判決令和 4 年 8 月 31 日 判例時報 2564 号 24 頁**

令和 3 年(ワ)第 10340 号 発信者情報開示請求事件(認容(確定))

A という名称を用い、アバターを使用して、YouTube に動画を投稿するなどして、バーチャル YouTuber として活動する原告が、インターネット上の電子掲示板に投稿された記事(本件投稿)により名誉感情が侵害された等と主張して、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(令和 3 年法律第 27 号による改正前のもの)4 条 1 項に基づき、被告に対し、発信者情報の開示を求め、被告は、本件投稿は A に対するものであるとしても、原告に対するものであると言えないとして争った事案。

本判決は、原告は A の名称を用いて、アバターの表象をいわば衣装のようにまとめて動画配信などの活動を行っているといえ、本件投稿は A の名称で活動する者に向けられたものであると認められることからす

れば、侮辱により名誉感情を侵害されたのは原告であるとして、発信者情報の開示を被告に命じた。

参照条文等:特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(令和3年法律第27号による改正前のもの)4条1項

**【6】新潟地判令和4年11月24日 判例タイムズ1511号218頁**

平成27年(ワ)第394号 損害賠償等請求事件(一部認容、確定)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/566/091566\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/566/091566_hanrei.pdf)

Aは平成2年4月に新潟市水道局に採用され、その後技術職員として稼働したが同19年5月18日に自殺により亡くなった。Aの遺族Xらは新潟市に対し安全配慮義務違反によりAが自殺に至ったとして債務不履行に基づく損害賠償を請求した。

本判決は、Aには平成19年4月初めに初めて担当することとなった職務を単独で行なう能力等はなく、係長は部下に厳しく質問するような雰囲気もなかった、Aは物静かでおとなしく注意や叱責を受けて萎縮することが多く「いじめ」と感じて係長を避けようとしていた、Aは同年4月中に10回程度、引継ぎを直接受けた相手に業務に関する質問をしたものの十分な指導がされなかった、業務が終わらない場合5月のスケジュールに悪影響が及ぶ可能性があり、Aは5月の連休明けに係長から叱責されることなどを恐れて精神的に追い詰められたことが主たる要因で自殺に至ったとし、係長に、Aに業務の進捗状況を積極的に確認し必要な指導を行なう機会を設けるか、部下への接し方を改善して係長らに積極的に質問しやすい環境を構築すべき注意義務(安全配慮義務)があったにもかかわらず、これらの注意義務を怠りAが自殺に至ったとしたが、Aが中堅職員として苦境を解消するために可能な対応を十分に採らなかった点を考慮して5割の過失相殺をし、49、699、000円の損害を認め、(遺族補償年金等を受領している分を控除して)Xらに対する支払を認めた。

参照条文等:民法(平成29年法44号改正前)415条、418条

**【7】静岡地判令和5年4月28日 判例時報2564号27頁**

令和4年(レ)第53号 損害賠償等請求控訴事件(取消・請求棄却(確定))

訴外Aが所有し、従業員Bが運転する自動車との交通事故により物損の被害を受けたX1がAを契約者、Bを被保険者とする自動車保険契約の保険会社Yに対し、保険契約の約款上の直接請求権に基づく本件事故を原因とする賠償金請求(主位的請求)、X1とAとの間の示談契約成立に伴う賠償金請求(予備的請求1)又はYがAを代行してX1との間で締結した示談契約につき民法117条1項(又は類推適用)に基づく損害賠償請求(予備的請求2)をした事案。

Yは、保険契約上には、初回保険料の支払いを怠った場合には、保険金を支払わない旨の不払特約に基づき支払いを拒絶したことについて、原判決はYの支払拒絶は信義則に反して許されず、特段の事由があるとして支払義務を認めたが、本判決は、初回保険料は事故に係る賠償金と比較して極めて低額であり、当該事態を想定することは非常に困難で、Yの示談交渉代行により支払への期待が生じたとしても事実上のものに過ぎないとして、Yの不払特約の主張は信義則に反しないとした。

参照条文等:民法1条2項、117条1項

(知的財産)

**【8】知財高判令和5年9月20日**

令和3年(行ケ)第10152号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(認容)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/382/092382\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/382/092382_hanrei.pdf)

発明の名称を「永久磁石の樹脂封止方法」とする特許発明に係る特許無効審判請求を不成立とした審

決の取消訴訟であって、本件発明はいずれもサポート要件に適合しないから、本件発明がサポート要件に適合するとした本件審決の判断には誤りがあるとして、審決を取消した事案。

本件審決は、本件発明の課題は、本件発明 1 に係る特許請求の範囲に記載された「前記回転子積層鉄心を、上型及び下型の上に配置して、前記上型及び前記下型同士が当接することなく、前記下型及び前記上型で前記回転子積層鉄心を押圧し・・・前記永久磁石を樹脂封止する」ことにより、解決すると認識できるから、本件発明は、本件明細書の発明の詳細な説明に記載したものであると判断し、被告も、搬送トレイを備えなくとも、サポート要件を満たすとした本件審決の認定に誤りはないと主張する。

しかしながら、上記判断の前提は、本件明細書の記載から、「複数の鉄心片が積層された回転子積層鉄心に形成された複数の磁石挿入孔に挿入された永久磁石を、樹脂部材を磁石挿入孔に注入して固定する際、上型及び下型により回転子積層鉄心を押圧し、樹脂部材を磁石挿入孔に充填することによって、・・・簡単な工程で、短時間に行うことができ、生産性及び作業性に優れており、安価に作業ができる」との効果奏する発明が記載されている。」といえるものであるから、本件審決は、本件明細書の発明の詳細な説明に記載された上記工程からなる本件発明の実施の形態が課題を解決できることを判断しているものと認められる。

そうすると、本件審決は、本件明細書の発明の詳細な説明に記載された本件発明の実施の形態について、当業者が課題を解決できると認識できることをいうにとどまり、特許請求の範囲の記載と発明の詳細な説明の記載とを対比し、特許請求の範囲に記載された発明が、発明の詳細な説明に記載された発明で、その記載により当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否か、また、その記載や示唆がなくとも当業者が出願時の技術常識に照らし当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否かを検討して判断したものとはいえない。

したがって、本件審決は、特許法 36 条 6 項 1 号に規定される「特許を受けようとする発明が発明の詳細な説明に記載したものであること」を判断したものとはいえない。

参照条文等:特許法 36 条 6 項 1 号

## 【9】知財高判令和 5 年 9 月 28 日 裁判所 HP

令和 5 年(行ケ)第 10045 号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟(棄却)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/410/092410\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/410/092410_hanrei.pdf)

原告は、上段に「ラース」の片仮名、下段に「RaaS」の欧文字を表してなる商標(本願商標)について、第 7 類「産業用ロボット」等、第 39 類「荷役用ロボットの貸与」等及び第 40 類「半導体製造用ロボットの貸与」等を指定商品及び指定役務として、商標登録出願を行ったが、拒絶査定を受けたため拒絶査定不服審判を請求したところ、特許庁が不成立の審決(本件審決)をしたので、原告が本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した事案。

本願商標において、下段の「RaaS」の欧文字は、ロボット・アズ・ア・サービスの略で、「ロボットをサービスとして提供・利用することができるサービスであり、ロボット本体やロボットを制御するシステムを自社で作り運用するのではなく、ロボット本体をレンタルし、クラウド上にある制御システムを利用するしくみ」を意味するものとして、上段の「ラース」の文字はその読み方として一般に用いられていること、このような意味における「ロボット・アズ・ア・サービス(RaaS)」の概念は、本願の指定商品及び指定役務に係る産業界において注目を集め、実際に、一部の業界において、「RaaS(ラース)」と称されてロボットが提供(貸与)されていることが認められる。

そして、本願商標は、上段に「ラース」の片仮名を、下段に「RaaS」の欧文字を二段に表してなるものであるが、特に図案化がされているものでもなく、普通に用いられる方法で表示されたものである。

そうすると、「RaaS」の欧文字及びその読み方を表した「ラース」の片仮名を二段に表したにすぎない本



願商標に接した取引者、需要者は、「ロボットをサービスとして提供・利用することができるサービスのためのロボット並びにその部品及び附属品」及び「ロボットをサービスとして提供・利用することができるサービスのためのロボットの貸与」を意味するものと理解し、本願の指定商品及び指定役務との関係においては、本願商標は、商品の品質、用途及び役務の質、提供の用に供する物、提供の方法を表したものと認識するにとどまるというべきである。

よって、本願商標は、商品の品質、用途及び役務の質、提供の用に供する物、提供の方法を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標であるから、商標法 3 条 1 項 3 号に該当する、として原告の請求は棄却された。

参照条文等:商標法 3 条 1 項 3 号

#### 【10】知財高判令和 5 年 9 月 28 日

令和 5 年(行コ)第 10001 号 特許分割出願却下処分取消請求控訴事件 特許権 行政訴訟(棄却)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/405/092405\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/405/092405_hanrei.pdf)

特許法 44 条 1 項 2 号所定の期間内であるが特許権の設定登録後にされた分割出願の却下処分について、原審が控訴人の請求を棄却する判決をしたところ、これを不服とする控訴人が控訴を提起したが、控訴人の請求は理由がないとして、棄却された事案。

本件出願は、法 44 条 1 項 2 号所定の分割出願としてされたものであるが、当該出願に先立って本件親出願に係る特許料納付を経て本件設定登録がされていた。処分行政庁は、同項柱書きに「特許出願人」及び「特許出願」とされていることから、同項の規定は分割出願のもととなる特許出願が特許庁に係属していることを前提とするところ、本件出願は、もとの特許出願について設定登録がされた後にされたものであり、特許庁に係属していない特許出願をもとの出願として行われたものであるから、同項所定の要件を満たしていない不適法な手続であってその補正をすることができないとして本件却下処分をしたものである。

特許出願の分割は、もとの特許出願の一部について行うものであるから、分割の際にもとの特許出願が特許庁に係属していることが必要であり、法 44 条 1 項の「特許出願人」及び「特許出願」との文言は、このことを示すものである。同項 1 号から 3 号は、これを前提に、分割の時的要件を定めるものであり、これに反する控訴人の主張は、同項所定の「特許出願」、「特許出願人」との文言を無視する独自の議論といわざるを得ず、採用できない。なお、控訴人は、法 65 条 1 項を「特許出願人」と記載されていても「特許権者」と解釈すべき例として挙げるが、同項の「特許出願人」は「警告をした」の主語でもあるところ、これが出願公開後、設定登録前の特許出願人を指すことは明らかである。

また、控訴人は、設定登録後は分割出願できないとの処分行政庁の解釈は法 44 条 1 項に関する改正法の立法趣旨に反する旨主張する。しかし、同項 2 号が、特許料納付期限(法 108 条 1 項)と平仄を合わせる形で、特許査定の日から「30 日以内」を分割出願の期限と定めたのは、同期限内であれば、特許査定を受けた特許出願人の意思によって「特許出願人」たる地位を継続することが可能であることを踏まえて、当該特許出願人が、特許査定を受け入れてそのまま特許料の納付に進むのか、分割出願という選択肢を行使するのかという表裏一体の判断を検討するための猶予期間を付与したものと理解することができる。したがって、改正法の内容は、特許出願が特許庁に係属していることを分割出願の要件とするとの解釈と何ら矛盾するものではなく、むしろこれと整合するものといえる。

また、中国、台湾における取扱いを述べる控訴人の主張は、各国工業所有権独立の原則、工業所有権の保護に関するパリ条約 4 条 G(2)第 3 文に照らして、本件の判断に影響を及ぼすものとはいえない。

参照条文等:特許法 44 条

#### 【11】大阪地判令和 4 年 9 月 12 日 判例時報 2563 号 46 頁

令和 3 年(ワ)第 6974 号 商標権侵害差止等請求事件(棄却、確定)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/411/091411\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/411/091411_hanrei.pdf)

「セレモニートーリン」という名称の葬儀場を運営し、標準文字からなる同表示の登録商標(本件商標、指定商品・役務は第 45 類の葬儀の執行や施設提供等)を保有する原告が、「安心葬儀」という名称のウェブサイト(本件サービスサイト)を運営し、同サイトで葬儀希望者が選択した地域で条件に見合った葬儀社等を一覧表示して情報提供することにより葬儀希望者と葬儀社等とのマッチング支援を行う被告に対し、本件サービスサイトに表示される原告運営の葬儀場に関するウェブページ(本件ウェブページ)の html ファイル内のタイトルタグ及びディスクリプションタグに本件商標にかかる標章と同一の標章(被告標章)が使用されていることから、本件商標権の侵害に当たると主張し、商標法 36 条 2 項に基づき被告使用の標章の削除を求めるとともに、民法 709 条に基づき損害賠償請求をした事案。

裁判所は、本件サービスサイトによる被告のサービスを上記の通り認定するなどした上で、本件ウェブページに接した需要者は「セレモニートーリン」を本件サービスサイトにおいて紹介される一葬儀社(場)として認識するものであり、原告が本件葬儀場において提供する商品ないし役務に関し、被告がその主体であると認識することはない、被告標章を本件ウェブページの各タグ内で使用することによって原告と被告の提供する商品または役務に関し出所の混同が生じることはない、従って、被告による被告標章の使用は商標法 26 条 1 項 6 号の規定により本件商標権の効力が及ばない、と判示し、原告の請求を棄却した。

参照条文等:商標法 26 条 1 項 6 号、36 条 2 項、民法 709 条

## 【12】東京地判令和 5 年 9 月 29 日 裁判所 HP

令和 3 年(ワ)第 10991 号 商標権侵害差止等請求事件 商標権 民事訴訟(認容)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/422/092422\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/422/092422_hanrei.pdf)

原告が、被告に対し、被告が販売する T シャツ(被告製品)に付した被告標章が原告商標権を侵害しているとして、被告の販売する T シャツに被告イラストを付すこと及び被告イラストを付した T シャツの譲渡の差止め等を求めた事案。

原告商標の構成は、黒色のサングラスをかけ、赤い靴を履いた黒色のビキニ姿の女性が、水の上に浮かぶ赤色のビーチマットの上うつ伏せで寝そべり、膝から下の脚を背部に向けて折り曲げて、頭部は画面奥に向く体勢をとっている様子が描かれている。原告商標の指定商品は、第 25 類「被服」等である。

被告製品は T シャツであるところ、T シャツは、第 25 類「被服」に該当するから、原告商標の指定商品と被告製品は類似する。

原告商標と被告標章を対比すると、原告商標と被告標章の絵柄部分は、いずれも、黒色のサングラスをかけ、靴を履いたビキニ姿の女性が、水の上に浮かぶビーチマットの上うつ伏せで寝そべり、膝から下の脚を背部に向けて折り曲げて、頭部は画面奥に向く体勢をとっている点で共通し、需要者に対して共通の印象を与えるといえるから、外観は類似しているといえる。また、原告商標と被告商標の絵柄部分の観念は、いずれも「水の上に浮かぶビーチマットに寝そべる女性」であって、同一である。以上を総合して全体的に考察すると、原告商標と被告標章との間において誤認混同のおそれがあるといえる。

これに対し、被告は、被告製品は被告標章が T シャツの胸部の中央に大きく印刷されたものであるところ、需要者は、通常、T シャツの首後ろ部に印刷された名称や、被告製品販売時に付された紙製のタグにより被告製品の出所を認識するから、被告標章により出所を認識するものではなく、被告標章は自他商品識別機能を果たさない態様で使用されていたと主張する。しかし、商標が T シャツの首後ろ部の表示やタグだけではなく、胸元に大きく付された商品も多く存在すると認められることに照らすと、需要者が T シャツの首後ろ部に印刷された名称や紙製のタグにより被告製品の出所を認識するとの事実を直ちに認めることはできないというべきであり、被告主張の事実を認めることはできない。

したがって、被告の上記主張は採用することができない、として原告の請求は認容された。

参照条文等:商標法 36 条 1 項

(民事手続)

【13】最三決令和 5 年 9 月 27 日 最高 HP

令和 4 年(許)第 21 号 移送決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件(破棄自判)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/395/092395\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/395/092395_hanrei.pdf)

裁判要旨

当事者双方が口頭弁論期日に連続して出頭しなかった場合に、期日を延期して新たな口頭弁論又は弁論準備手続の期日を指定する措置がとられたときは、訴えの取下げがあったものとみなされないとした原審の判断に民訴法 263 条後段の解釈適用を誤った違法があるとされた事例

(理由)

民訴法 263 条後段の趣旨は、連続 2 回の不出頭の事実をもって当事者の訴訟追行が不熱心であるとして、訴訟係属が維持されることにより裁判所の効率的な訴訟運営に支障が生ずることを防ぐことにあると解されるが、同法には、上記の場合において、同条後段の適用を排除し、審理を継続する根拠となる規定は見当たらない。そうすると、上記の場合に、期日を延期して新たな口頭弁論又は弁論準備手続の期日を指定する措置がとられたとしても、直ちに同条後段の適用が否定されるとは解し得ず、同条後段の「期日」の要件を欠くことになるともいえないというべきである。そして、本件訴訟においては、当事者双方が第 1 審の第 1 回口頭弁論期日及び本件口頭弁論期日に出頭せず、訴状の陳述もされていないところ、相手方(本件訴訟の原告)は、拘置所に収容されている死刑確定者であり、本件口頭弁論期日に至るまで、訴訟代理人を選任する具体的な見込みを有していたともうかがわれなことからすると、相手方が主観的に訴訟追行の意思を失っていなかったにせよ、当事者双方が出頭しないことにより裁判所の訴訟運営に支障が生じており、これが直ちに解消される状況になかったことは明らかであり、そのほか訴えの取下げがあったものとみなすことを妨げる事情も見当たらない。

参照条文等:民訴法 263 条後段

【14】最三決令和 5 年 10 月 6 日 最高 HP

令和 5 年(許)第 9 号 仮処分命令申立て却下決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件(破棄差戻)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/411/092411\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/411/092411_hanrei.pdf)

裁判要旨

1 筆の土地の一部についての所有権移転登記請求権を有する債権者において当該一部分について分筆の登記の申請をすることができない又は著しく困難であるなどの特段の事情があるときは、当該土地の全部についての処分禁止の仮処分命令は直ちに保全の必要性を欠くものではない

(理由)

1 筆の土地の一部について処分禁止の登記がされるためには、その前提として当該一部分について分筆の登記がされる必要があるところ、上記登記請求権を有する債権者において当該分筆の登記の申請をすることができるか否かは、当該債権者が民事保全手続における密行性や迅速性を損なうことなく不動産登記に関する法令の規定等に従い当該申請に必要な事項としての情報を提供することの障害となる客観的事情があるか否かに左右されるから、当該債権者において当該申請をすることができない又は著しく困難である場合があることも否定できないというべきである。そして、その場合、上記債権者は、上記一部分について処分禁止の仮処分命令を得たとしても上記登記請求権を保全することができないから、当該登記請

求権を保全するためには上記土地の全部について処分禁止の仮処分命令を申し立てるほかないというべきである。上記の申立てにより仮処分命令がされると、債務者は上記一部分を超えて上記土地についての権利行使を制約されることになるが、その不利益の内容や程度は当該申立てについての決定に当たって別途考慮され、当該債務者において当該権利行使を過度に制約されない認められるだけの事情がない場合には当該申立ては却下されるべきものと解される。

参照条文等:民事保全法 23 条 1 項、53 条 1 項

(刑事法)

【15】最一決令和 5 年 9 月 26 日 最高裁 HP

令和 4 年(あ)第 1407 号 わいせつ電磁的記録等送信頒布被告事件(上告棄却)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/389/092389\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/389/092389_hanrei.pdf)

(判旨)

弁護人が、刑法 175 条 1 項の規定の憲法 21 条 1 項、31 条違反をいう点は、刑法 175 条 1 項の規定が憲法 21 条 1 項に違反するものでないことは、当裁判所の判例により明らかであり(最高裁昭和 28 年(あ)第 1713 号同 32 年 3 月 13 日大法廷判決・刑集 11 卷 3 号 997 頁、最高裁昭和 39 年(あ)第 305 号同 44 年 10 月 15 日大法廷判決・刑集 23 卷 10 号 1239 頁等参照)、刑法 175 条 1 項にいう「わいせつ」の概念は、所論のように不明確であるとはいえないから、刑訴法 405 条の上告理由に当たらない。

よって、上告を棄却する。

参照条文等:憲法 21 条 1 項、同法 31 条、刑法 175 条 1 項

【16】最一決令和 5 年 10 月 11 日 裁判所 HP

令和 4 年(あ)第 655 号 住居侵入、殺人、死体遺棄被告事件(上告棄却)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/421/092421\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/421/092421_hanrei.pdf)

(事案)

被告人は、A 及び B 方に侵入し、両名を殺害し、死体を遺棄した行為により、住居侵入、殺人、死体遺棄罪で起訴された。

第 1 次第 1 審において被告人は犯人性を争ったが、第 1 次第 1 審裁判所は被告人の犯人性を認める一方、B 殺害の目的はなかったとして被告人を懲役 23 年に処した。

検察官と被告人の双方が控訴した。

第 1 次控訴審判決は、第 1 次第 1 審判決は不合理な量刑判断をしたとして、同判決を破棄し、事件を第 1 審裁判所に差戻した。

被告人が上告したが、上告趣意は上告理由に当たらないとして上告は棄却された。

第 2 次第 1 審裁判所は、第 1 次控訴審判決の拘束力が量刑に関する判断と犯人性の判断に及ぶという前提にたち、これに抵触する判断は許されないと判示した上で、被告人が、A と B を殺害した等の事実を認定し、被告人を無期懲役に処した。

これに対し、被告人が控訴した。

原判決は、第 1 次控訴審判決の拘束力について、同判決は、第 1 次第 1 審判決の量刑判断が不合理であるとしてこれを破棄しているところ、被告人の犯人性を認めた第 1 次第 1 審判決に事実誤認がないという判断部分についても、拘束力があり、第 2 次第 1 審判決の判断に不相当なところはないと判示して、控訴を棄却した。

(判旨)

控訴審判決は、第 1 審判決を破棄すべき理由である量刑不当の点のみならず、刑の量定の前提として被告人の犯人性を認定した同判決に事実誤認はないとした点の両方において、その事件について下級審の裁判所を拘束する。以上と同旨の原判断は正当である。よって、上告を棄却する。

参照条文等:刑法 199 条、裁判所法 4 条

**【17】東京高判令和 5 年 9 月 12 日**

令和 5 年(う)第 430 号 覚醒剤取締法違反被告事件(破棄自判)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/435/092435\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/435/092435_hanrei.pdf)

(事案)

被告人は、覚醒剤使用、所持の行為で覚醒剤取締法違反の罪で起訴され、懲役 1 年 8 月、3 年間全部執行猶予の判決を受けた(第 1 事件)。

ところが、同宣告から 10 日足らずで、再び覚醒剤を使用し、同罪で起訴された(第 2 事件)。原判決は被告人に懲役 1 年 4 月の刑を言い渡した。

弁護人が量刑不当を理由として控訴した。

(判旨)

被告人は、覚醒剤事犯の罪を認めたとうえで第 1 事件判決を受けたにもかかわらず、それから 10 日足らずで、薬物犯罪に及んだのであり、被告人に同種前科がなくても、覚醒剤に対する親和性や意思決定に対する非難の程度が高く、相応の責任非難に値するとして施設内処遇を受けるのはやむを得ない。したがって、懲役 1 年 4 月の実刑に処した原判決の量刑は重過ぎて不当とはいえない。

しかしながら、原判決後の事情として、①被告人の薬物治療の治療状況が良好であること②更生施設の準職員になったこと等の事情から、刑期がいささか重すぎる。したがって、被告人を懲役 1 年に処する。

参照条文等:覚せい剤取締法

**【18】東京高判令和 5 年 9 月 28 日 最高裁 HP**

令和 5 年(う)第 75 号 道路交通法違反被告事件(破棄自判)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/436/092436\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/436/092436_hanrei.pdf)

(事案)

被告人は、普通乗用自動車(以下「被告人車両」という。)を運転中、歩行中の A に自車を衝突させて傷害を負わせる交通事故(以下「本件事故」という。)を起こしたのに、直ちに車両の運転を停止して、同人を救護する等必要な措置を講じず、かつ、直ちに警察官に報告しなかったことにおいて、原判決は、救護義務違反、報告義務違反の罪を認定し、被告人を懲役 6 月の実刑に処したことから、弁護人が控訴した。

(判旨)

被告人は、本件事故後、直ちに被告人車両を停止して被害者の捜索を開始し、同車両を停止した場所に戻ってハザードランプを点灯させ、その後、コンビニに行って口臭防止用品を購入し、服用したが、その時間は 1 分余り、その移動距離も 50m 程度にとどまり、その後直ちに衝突現場で、被害者に駆け寄って人工呼吸をしていることから、被告人の救護義務を履行する意思は一貫していたから、被告人に救護義務違反の罪は成立しない。

原判決は、救護義務違反の罪と報告義務違反の罪とが科刑上一罪の関係にあるものとして 1 個の判決をしているから、結局、原判決は全部破棄を免れないので、原判決を破棄し、被告人に無罪を言渡す。

本件の公訴事実のうち、報告義務違反の罪について、同罪の公訴時効は 3 年である(刑訴法 250 条 2 項 6 号)ところ、本件起訴は、上記期間を経過した後になされたものであり、その間に公訴時効停止事由は存在しない。そうすると、本件報告義務違反の罪については、本件起訴の時点で既に公訴時効が完成して

いたのであって、これと科刑上一罪の関係にあり、公訴時効が完成していない本件救護義務違反の罪が成立することを条件として、初めてその成立を非難できるところ、本件救護義務違反の罪は、無罪であるから、報告義務違反の点については免訴されるが、本件において報告義務違反の罪は、科刑上一罪の一部として起訴されたものであるから、主文において免訴の言渡しはしない。

参照条文等:道路交通法 72 条 1 項、刑訴法 250 条 2 項 6 号

**【19】鳥取家裁決定令和 4 年 9 月 26 日 判例時報 2564 号 95 頁**

**令和 4 年(少)第 59 号 窃盗、詐欺保護事件(検察官送致)**

18 歳の特定少年が、警察官になりすまして高齢者らからキャッシュカード等を盗み、それを使用して現金を引き出して盗んだり、偽札なので預かると言って、現金をだまし取ったりした窃盗、詐欺保護事件について、少年法 62 条 1 項を適用して検察官に送致した事案。

本決定は、被害総額 1800 万円、短期間に 7 件の同様の行為、役割を分担して組織的に行われた犯罪の一端であり、犯情の悪質性は高く、少年の責任はかなり重く、保護観察処分が付された前歴や観察処分解除後の生活の乱れなども踏まえ、保護処分による改善更生は容易なことではないとして不相当とした。

参照条文等:少年法 62 条 1 項

(公法)

**【20】最大判令和 5 年 10 月 18 日 HP**

**令和 5 年(行ツ)第 54 号 選挙無効請求事件(上告棄却)**

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/430/092430\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/430/092430_hanrei.pdf)

令和 4 年 7 月 10 日に行われた参議院議員通常選挙当時の議員の議員定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、4 県 2 合区を導入すること等を内容とする平成 27 年改正により、数十年間にもわたり 5 倍前後で推移してきた選挙区間の最大較差は 3 倍程度まで縮小し、平成 24 年大法廷判決等で指摘された著しい不平等状態はひとまず解消されたところ、同改正がされてから本件選挙までの約 7 年間、同改正後の定数配分規定及び本件定数配分規定の下で上記の合区は維持され、選挙区間の最大較差は 3 倍程度で推移しており、有意な拡大傾向にあるともいえないので、合理的な成案に達するにはなお一定の時間を要することが見込まれるとして、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものとはいえず、上記規定が憲法に違反するに至っていたということとはできないとされた事例。

参照条文等:憲法 14 条

**【21】最大判令和 5 年 10 月 18 日 HP**

**令和 5 年(行ツ)第 52 号、第 53 号 選挙無効請求事件(原審被告らの上告に基づき、原審原告らの請求をすべて棄却。原審原告らの上告棄却。)**

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/431/092431\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/431/092431_hanrei.pdf)

令和 4 年 7 月 10 日に行われた参議院議員通常選挙当時の議員の議員定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、4 県 2 合区を導入すること等を内容とする平成 27 年改正により、数十年間にもわたり 5 倍前後で推移してきた選挙区間の最大較差は 3 倍程度まで縮小し、平成 24 年大法廷判決等で指摘された著しい不平等状態はひとまず解消されたところ、同改正がされてから本件選挙までの約 7 年間、同改正後の定数配分規定及び本件定数配分規定の下で上記の合区は維持され、選挙区間の最大較差は 3 倍程度で推移しており、有意な拡大傾向にあるともいえないので、合理的な成案に達するにはなお一定の時間を要することが見込まれるとして、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものとはいえず、上記規定が憲法に違反するに至っていたということとはできないとされた事例。

参照条文等:憲法 14 条

**【22】最大判令和 5 年 10 月 18 日 HP**

令和 5 年(行ツ)第 55 号 選挙無効請求事件(上告棄却)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/419/092419\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/419/092419_hanrei.pdf)

令和 4 年 7 月 10 日に行われた参議院議員通常選挙に関し、何れも判例を踏襲して、参議院議員通常選挙のうち比例代表選出議員の選挙について特定枠制度を定める公職選挙法の規定が憲法 43 条 1 項等に違反するものではないこと、参議院議員通常選挙のうち比例代表選出議員の選挙の無効を求める訴訟において選挙区選出議員の選挙の仕組みの憲法適合性を問題とすることができないことを説示した事案。

参照条文等:憲法 43 条 1 項等

**【23】東京地判令和 4 年 9 月 9 日 判例タイムズ 1511 号 169 頁**

令和 4 年(行ウ)第 386 号(以下「第 1 事件」という。)元首相安部晋三國葬差止等請求事件

令和 4 年(行ウ)第 417 号(以下「第 2 事件」という。)元首相安部晋三國葬差止等請求事件

(訴え却下)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/437/091437\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/437/091437_hanrei.pdf)

Xら(合計 576 名)は、元内閣総理大臣 A が選挙中に銃撃により死亡したことを受け内閣が国葬儀を行なう旨閣議決定をしたため、これに伴う国費の支出の差止めを求めた。

本判決は、差止めの訴えは行政庁が一定の処分又は裁決をしてはならない旨を命ずることを求める訴訟であり、「処分」とは公権力の主体たる国又は公共団体が行なう行為のうち、その行為によって直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているものと解されるとした上で、国葬儀の実施(国を主体とする儀式として取り扱う旨及びそのために必要な費用を国費から支出する旨の閣議決定)は、Xらを含む国民に何らかの行動を義務付けたり法律上の権利義務を形成したりするものであるとは認められず、当該各行為にそのような法的効果を生じさせる法令上の規定も見当たらないので、仮に国葬儀について Xらが事実上精神的苦痛を感じることがあったとしても、Xらの「権利義務関係を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められている」ものには当たらないとし、訴えを却下した。

参照条文等:行政事件訴訟法 3 条 7 項、5 条、37 条の 5 第 2 項

(社会法)

**【24】札幌高判令和 4 年 3 月 8 日 判例時報 2563 号 53 頁**

令和 3 年(ネ)第 69 号・365 号 地位確認等請求控訴、仮執行の原状回復及び損害賠償の申立事件(取消・請求棄却(上告受理申立、不受理))

医療法人である Y から非違行為を理由とする退職勧奨を受け、一旦は退職する旨の発言をし、Y から合意退職したとの扱いを受けた X が、退職合意は成立していないと主張して、Y に対し労働契約上の地位確認及び給与等の支払請求をした事案。

原審(札幌地裁苫小牧支部判令和 3 年 1 月 29 日・判例時報 2563 号 67 頁掲載)は、X と Y の常務理事兼病院事務部長との会談において X は退職する旨の発言をしたが、これは退職の確定的な意思表示をしたものとは認められず、退職合意は成立していないと認定して、X の地位確認請求を認容するとともに、金銭請求を一部認容し、仮執行宣言を付した。

これに対し、双方が控訴するとともに、Y は、民訴法 260 条 2 項に基づき、原審の仮執行宣言付き判決に基づいて X に支払った金員及び本件訴訟に先立つ賃金仮払仮処分命令に基づき X に支払った金員の返還を求める申立をした。

控訴審裁判所は、労働契約の終了は労働者にとって生計の途を失うこととなりかねないから、労働者が退職する旨の発言をしたとしても、これが退職を考えているという趣旨にとどまらず、労働契約の合意解約の申込の意思表示と認めることができるかについては慎重な検討が必要であると判示した上で、X と事務部長との会談後の行動や経過等の事実認定から、会談時に口頭での退職合意が成立したと認定し、原判決を取り消し、X の請求を全て棄却した。

また、民訴法 260 条 2 項に基づく Y の原状回復及び損害賠償の申立については、仮執行宣言付き原判決に基づく支払についてはこれを認めたが、本件訴訟に先立つ賃金仮払仮処分命令に基づく支払については、被保全権利の存在を否定する本案判決が確定しない段階では仮処分命令の効力は遡及して消滅しないから、保全異議又は保全取消の手續によって仮処分命令の取り消しを得るとともにその手續において原状回復の裁判(民保法 33 条、40 条 1 項)を得るなどの方法によるべきとして、民訴法 260 条 2 項の類推適用を認めなかった。

参照条文等:民法 522 条、民訴法 260 条 2 項、民保法 33 条

#### (紹介済み判例)

最二判令和 4 年 5 月 20 日 判例時報 2563 号 82 頁

令和 2 年(あ)第 1135 号 不正競争防止法違反幫助被告事件(破棄自判)

→法務速報 254 号 15 番にて紹介済み

大阪高裁決定令和 4 年 7 月 21 日 判例時報 2564 号 34 頁

令和 4 年(ラ)第 750 号 仮処分命令認可決定に対する保全抗告事件(抗告棄却(許可抗告(抗告棄却))

→法務速報 265 番 8 号にて紹介済み

東京高判令和 4 年 8 月 19 日 判例タイムズ 1511 号 144 頁

令和 4 年(ネ)第 1585 号 各認知請求控訴事件(一部取消自判、一部控訴棄却、一部確定、一部上告)

→法務速報 269 号 4 番にて紹介済み

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/430/091430\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/430/091430_hanrei.pdf)

東京地判令和 4 年 12 月 23 日 判例タイムズ 1511 号 231 頁

令和 4 年(ワ)第 4104 号 不正競争行為差止等請求事件(請求棄却、控訴)

→法務速報 268 号 16 番にて紹介済み

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/854/091854\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/854/091854_hanrei.pdf)

最二判令和 5 年 1 月 27 日 判例タイムズ 1511 号 123 頁

令和 3 年(受)第 968 号 損害賠償請求事件(破棄自判)

→法務速報 262 号 1 番にて紹介済み

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/716/091716\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/716/091716_hanrei.pdf)

最三決令和 5 年 2 月 1 日 判例タイムズ 1511 号 119 頁

令和 4 年(許)第 16 号 根抵当権実行禁止等仮処分命令申立て却下決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件(抗告棄却)

→法務速報 262 号 17 番にて紹介済み



[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/746/091746\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/746/091746_hanrei.pdf)

最三決令和 5 年 2 月 1 日 金法 2219 号 71 頁

令和 4 年(許)第 16 号 根抵当権実行禁止等仮処分命令申立て却下決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件(抗告棄却)

→法務速報 262 号 17 番にて紹介済み

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/746/091746\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/746/091746_hanrei.pdf)

最三判令和 5 年 2 月 21 日 判例時報 2564 号 5 頁

令和 3 年(才)第 1617 号 損害賠償請求事件(上告棄却)

→法務速報 263 号 18 号にて紹介済み

最一判令和 5 年 3 月 2 日 判例タイムズ 1511 号 114 頁

令和 3 年(受)第 1176 号 動産引渡等請求事件(破棄自判)

→法務速報 263 号 13 番にて紹介済み

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/821/091821\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/821/091821_hanrei.pdf)

最一判令和 5 年 3 月 6 日 判例タイムズ 1511 号 97 頁

令和 4 年(行ヒ)第 10 号 消費税及び地方消費税更正処分等取消請求事件(上告棄却)

→法務速報 263 号 20 番にて紹介済み

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/825/091825\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/825/091825_hanrei.pdf)

最一判和 5 年 3 月 6 日 判例タイムズ 1511 号 97 頁

令和 3 年(行ヒ)第 260 号 消費税更正処分等取消請求事件(破棄自判)

→法務速報 263 号 19 番にて紹介済み

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/826/091826\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/826/091826_hanrei.pdf)

最一判令和 5 年 3 月 9 日 金法 2219 号 60 頁

令和 4 年(才)第 39 号 マイナンバー(個人番号)利用差止等請求事件(上告棄却)

→法務速報 263 号 21 番にて紹介済み

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/846/091846\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/846/091846_hanrei.pdf)

最二判令和 5 年 5 月 19 日 金法 2218 号 66 頁

令和 4 年(受)第 540 号 3 番所有権抹消登記等請求事件(一部破棄自判・一部棄却)

→法務速報 265 号 1 番にて紹介済み

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/085/092085\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/085/092085_hanrei.pdf)

---

## 2. 令和 5 年(2023 年)10 月 20 日までに成立した、もしくは公布された法律

---

種類 提出回次 番号  
法律名及び概要

### 3. 10月の主な発刊書籍一覧(私法部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

★は後記に解説あり

藤村和夫／編集代表 山口斉昭／松嶋隆弘／大久保拓也／編 青林書院 338頁 4,950円

複雑困難事件と損害賠償 1 ★

幸良秋夫／著 日本加除出版 780頁 8,800円

全訂 設問解説相続法と登記

野村 創／著 学陽書房 200頁 3,300円

実務の悩みに答えます！民事保全・執行まるごとQ&A

埼玉弁護士会／編 ぎょうせい 296頁 4,180円

遺留分の法律と実務(第三次改訂版) 相続・遺言における遺留分侵害額請求の機能

阿部高明／著 青林書院 604頁 8,800円

逐条解説 割賦販売法 第1巻(第2版)

阿部高明／著 青林書院 600頁 8,800円

逐条解説 割賦販売法 第2巻(第2版)

### 4. 10月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

★は後記に解説あり

若松 牧／著 中央経済社 300頁 3,850円

違反・トラブルを未然に防ぐ インターネット広告法務ハンドブック

高中正彦／川口智也／西田弥代／著 ぎょうせい 256頁 3,520円

弁護士の交渉学 事例にみる実践的交渉スキル ★

永野達也／著 学陽書房 184頁 3,300円

事例でわかる リアル破産事件処理

加藤志郎／著 中央経済社 198頁 2,860円  
スポーツスポンサーシップの基礎知識と契約実務

出入国管理法令研究会／編著 日本加除出版 740頁 8,250円  
外国人の入国・在留資格案内 実務のポイントと立証資料

下村忠利／著 現代人文社 256頁 2,750円  
刑事弁護人のための隠語・俗語・実務用語辞典(第2版)

---

## 5. 発刊書籍＜解説＞

---

### 「複雑困難事件と損害賠償 1」

いわゆる複雑困難事件のうち、損害賠償請求にかかわる具体的な裁判例について、理論的問題と基礎的知識を概説した上で、解決に向けての具体的・実務的な検討を行っている。同種事案を手がける際に解決への道筋を学ぶことのできる本である。

### 「弁護士の交渉学 事例にみる実践的交渉スキル」

交通事故、離婚、遺産分割、不動産事案、倒産事案の5類型において、一筋縄でいかない相手方等との交渉方法につき親しみやすい体裁や表現で具体的に解説されており有益な本である。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。